

今後の基本的な議論の方向性（案）

※ 第27回から第30回までの議論等で示された方向性等を事務局で整理したものであり、今後の議論によって変わり得る

1. 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大

- 全ての子育て世帯と出来るだけ早期につながり、支援メニューを提示し、支援を必要とする場合に確実に支援に繋げていくため、全ての子育て世帯とつながる機会を拡大する。
- 生まれる前からつながり安心・安全な出産となるよう、妊娠時に早期に支援につながる環境を整える。
- 子どもの健診について、その内容や個々人の成長特性に応じた健診の頻度等に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。
- 転居した子育て世帯も含めて全ての子育て世帯に確実に支援を提示しつながることができるよう、アウトリーチ等によるつながる機会の確保について検討する。
- 全ての子育て世帯や子どもが気軽に相談ができるよう、保育所や地域子育て支援拠点など地域の子育て資源の活用を検討する。

2. 市区町村等のソーシャルワーク機能

- 市区町村の相談機関について、妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残さないよう、資質の向上を図りつつ、母子保健と児童福祉の一体的な対応を可能とする。
- 相談機関は、支援の必要性の濃淡に応じて支援を体系立ててつなげるプラン作成等を通して、ソーシャルワーク機能を発揮するものとする。
- 加えて、民間や地域による地域の子育て支援の資源を発掘・創出し、有機的に機能するようプラットフォームの構築などに努める。
- 相談機関は、保育所や地域子育て支援拠点などの地域の子育て資源や児童家庭支援センター、NPOなど民間資源と積極的に協働し、ソーシャルワーク機能を強固なものとする。また、民間資源による敷居の低い相談機関の設置を推進する。
- これらを実現するため、市区町村における人材の確保や体制の在り方を検討する。

3. 全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援

- 地域子ども・子育て支援事業の子育て短期支援事業や一時預かり事業などについて、保護者や子どもが利用したい時や市区町村が必要とした際に利用できるようにする。
- また、妊産婦に支援が行き渡るよう、産前産後ケアを推進する。
- 育児負担の解消や家庭の生活環境を整える訪問支援、より良い親子関係の形成の支援、不登校の子ども等を含め学校や家庭に居場所のない就学期の子どもの居場所の確保、メンタルヘル스에課題のある子どもへの対応について、新たな支援の検討を行う。
- どこに暮らしていても、支援を必要とする子どもやその保護者、家庭に支援が行き届くよう、
 - ・ 市区町村の制度的な権限（措置権限等）
 - ・ 予算の仕組みも含め、市町村子ども・子育て支援計画の対象
 - ・ 個々の市区町村で整備が困難な場合などに、児童家庭支援センターとの協働による整備について検討を行う。
- この際、地域の特性に応じて、民間が積極的に動くことができる仕組みにする必要がある。

4-1. ハイリスクの状況にある子どもやその保護者、家庭への在宅支援

- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、ハイリスクの状況にある子どもやその保護者、家庭に対して在宅支援が行き届くようにするため、児童相談所が、
 - ・ 在宅支援の提供について、必要に応じて市区町村とも連携しながらプラン作成等を通して丁寧の方針を確認・検討・精査した上で
 - ・ 児童家庭支援センター、市区町村とともに在宅指導措置が積極的に行われるよう、予算の在り方も含めて、検討を行う。

- ハイリスクの状況にある子どもやその保護者、家庭に対し、在宅指導措置、入所等措置、市区町村等による家庭・養育環境への支援などが必要に応じて（※）組み合わせさせて包括的に提供されるようにする。
 - ※ 一時保護や入所等措置がされなかった場合、一時保護や入所等措置がされている場合、保護や入所等措置が解除され地域に戻った場合、のそれぞれに応じた対応が必要

- 若年妊産婦への支援を図りつつ、ハイリスクの状況にある妊産婦に滞在型の支援も含め必要な支援が行き届くようにする。

- 保護者支援（保護者支援プログラム等）について、地域でより一層提供されるための体制整備が行われるようにする。また、在宅にいるがハイリスクの状況にある子どもに必要な支援が提供されるようにする。

- こうした在宅支援の提供が確実に成されるよう、児童家庭支援センターの整備を進める。

4-2. 社会的養護(代替養育)の提供

- 一時保護の適正手続きの確保や環境の改善について「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会とりまとめ」に則って検討する。
- 里親支援について、効果的なフォスタリング機能の実現に向け、都道府県の役割の明確化や体制整備を検討するとともに、ファミリーホームの役割・在り方・必要な体制について検討する。
- 児童養護施設や乳児院等の多機能化・高機能化を進めるための仕組みを検討する。
- 家庭養育の推進、社会的養護の資源の整備・質の向上が計画的に進むよう、予算の仕組みも含め、社会的養育推進計画の在り方について検討を行う。

5. 社会的養護経験者の自立支援

- 都道府県、児童相談所、市区町村の役割を整理しつつ、必要とする子ども（※）の状況に応じて自立支援が提供されるようにする。
 - ※ 入所等措置や自立援助ホームにいる子ども、入所等措置の解除又は自立援助ホームを退所した子ども、一時保護や入所等措置がされなかった又は一時保護・入所等措置されたが家庭復帰した子ども（以下「社会的養護を経験し家庭にいる子ども」）
- 入所等措置の措置延長や自立援助ホームの対象について、子どもの自立支援を必要としている状況に応じて柔軟な対応ができるようにする。
- 入所等措置や自立援助ホームの効果的な就労支援・就学支援の在り方を検討する。
- 入所等措置の解除や自立援助ホームを退所した子ども、社会的養護を経験し家庭にいる子どもへの自立支援（※）の在り方を検討する。
 - ※ 例えば通いながら自立支援やピアサポートを受けたり、集って情報を収集できる環境など
- 児童相談所や市区町村、就労支援機関などが協働し、入所等措置の解除や自立援助ホームを退所をした子ども、社会的養護を経験し家庭にいる子どもが、就労支援や就学支援、住まいや生活の支援、司法の支援が必要に応じて受けられる環境を整える。

6. 基盤(人材、財政、情報、権利擁護)

(1) 人材

- 子ども家庭全体をどうしていくかという観点から児童福祉分野をしっかりと学ぶことができるよう、資格の創設について、卒後研修の在り方も含めて、検討が必要である。
- その児童福祉分野の専門的な支援を行う者の資格のあり方も含めた資質向上策について「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ」に則って検討を進めるべきである。
- この資格の人材を多く確保するため、多様な取得ルートの確保を検討するとともに、キャリアパスの中での対処なども考えるべきである。

(2) 財政

- 子ども家庭行政の安定的運営のための財源確保について検討する。

(3) 情報共有

- 多様な主体による支援、業務効率の向上、コロナ禍を踏まえた対応の変化を踏まえ、要保護児童対策地域協議会での情報共有の在り方を見直すとともに、ICTによる情報共有を推進する。

(4) 権利擁護

- 児童の権利擁護が進むよう「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」に則って検討する。
- 行政処分の経緯等を子どもが確認できるよう、児童相談所等の記録の取扱いを検討する。